明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　一

○自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**二）　二

○特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業・環境**一）　二

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**二）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**四）　三

○日本国に帰化を許可する件（**法務**四〇）　三

○ジュバ河川港拡充計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二八）　三

○ナイル架橋建設計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二九）　四

○パン粉の日本農林規格を確認する件（**農林水産**四〇五）　四

○保安林の指定をする件（**同**四〇六～四〇九）　五

○保安林の指定を解除する件（**同**四一〇～四一七）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**四一八～四二一）　五

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**七二、七三）　六

○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**七四）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**七五）　六

○環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業の一部を改正する件（**環境**五）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**三二～三七）　七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**中部地方整備局**一四）　八

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一七）　八

〔国会事項〕　二

〔人事異動〕　二

内閣

〔叙位・叙勲〕　三

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕　三

法　務

公証人任免（法務省）

〔資　料〕　四

閣議決定等事項　五

〔公　告〕　六

諸　事　項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分、職員の休職処分関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七

会社その他

省　令

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハ及び同条第二号ハ中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

附　則

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

経済産業省令第二号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第五条の規定に基づき、自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充